

「国家戦略特別区域法施行規則（案）」に関する意見

平成 26 年 3 月 12 日
一般社団法人不動産協会

(該当箇所)

第一条第一号イ (6) (7)、ロ(2)

(意見)

複合開発のような場合においては、該当施設単体の整備を事業として取り扱わず、それら施設を含む都市開発全体を整備事業として第一条に該当する事業として取扱頂きたい。

(理由)

施設整備事業を、都市開発の複合建築物で行う場合、それら該当施設とそれ以外の施設において部分的に兼用する等、複雑に絡みあい、明確な線引きが不可能な場合が想定されます。

また、第一条に該当する施設として更に有効となるよう、複数の複合開発の組み合わせによって実現されることが予想されます。

(該当箇所)

第二条

(意見)

新規事業者のみではなく、既存事業者にも適用可能にして頂きたい。
例えば下線部分を追加して頂きたい。

「前条に規定する事業を実施しようとする者又は実施している者」。

(理由)

当該施行規則第二条に関連する「法第二条第二項第二号」、「法第二十八条第一項」、及び「施行規則第一条」において、新規事業に限定する法文とはなっていない。また、国家戦略特別区域法は「国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」ことを目的として制定されており、当目的の達成の為には、既存の事業、既存のストック等を下支えし、若しくは更なる向上を図ることも、一つの目的達成過程であると考えます。